

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	宮崎市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険被保険者証及び証明書関係の発行、保険税の賦課及び保険給付を行う。また、地方税法及び国税徴収法等の規定に基づき、収納情報、滞納者に関する各種情報を適正に管理し、滞納整理を行う。下記の業務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>1 賦課、資格、給付に関する事務</p> <p>(1) 国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理</p> <p>(2) 被保険者の属する世帯に対する、所得・人数の状況に応じた保険税の算出、賦課及び減免</p> <p>(3) 国民健康保険税納入通知書等の発行及び送付</p> <p>(4) 適正な資格管理に必要な資料の提供等の求め</p> <p>(5) 療養費支給や被保険者証交付、医療費通知等の保険給付に関する業務</p> <p>(6) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得</p> <p>事務</p> <p>2 収納、徴収に関する事務</p> <p>(1) 納税義務者からの納付後、消込処理、消込確認</p> <p>(2) 届出に基づいた口座振替手続処理</p> <p>(3) 過誤納者に対する還付・充当業務</p> <p>(4) 滞納繰越年度、現年度に対する決算業務</p> <p>(5) 納税義務者に対して税申告用に納付済額連絡票の送付</p> <p>(6) 納期限から20日後に滞納になっている納税義務者に対して督促状の送付</p> <p>(7) 滞納者の課税状況(税目、金額等)及びこれらに関連する収納額、滞納額、交渉経過等の把握</p> <p>(8) 滞納処分関係通知書等の発送</p> <p>(9) 納税の相談及び指導</p> <p>(10) 納税誓約(分割納付)の履行管理</p> <p>(11) 滞納処分(差押、交付要求等)の執行及び管理</p> <p>(12) 市外滞納者に対する実態調査(他地方公共団体への回答含む)</p> <p>(13) 被保険者資格証明書の交付及び短期被保険者証の交付</p> <p>(14) その他に上記に関連する事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、滞納管理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用の範囲)別表第一第16項、第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項) <p><別表第二主務省令における情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3 <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長または国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) <p><別表第二主務省令における情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第20条、第25条、第25条の2、第26条 <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(賦課、資格、給付に関すること) 宮崎市税務部国保年金課 (収納、滞納処分に関すること) 宮崎市税務部国保収納課
②所属長の役職名	(賦課、資格、給付に関すること) 国保年金課長 (収納、滞納処分に関すること) 国保収納課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(賦課、資格、給付に関すること) 宮崎市税務部国保年金課(市役所第2庁舎1階) 〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 電話番号(直通)0985-21-1745 (収納、滞納処分に関すること) 宮崎市税務部国保収納課(市役所第2庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 電話番号(直通)0985-21-1744

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) ・第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第2号第3号第4号第5号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第6号、第46条第1号第2号第3号第4号第5号、第8号第二項	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、17、22、88、97、106、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条	事後	事務の見直しによる
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 中武 博文	課長 熊野 郁夫	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・46の項 ・1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 ・9、17、22、88、97、106、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 【別表第二における情報照会の根拠】 ・27、42、43、44、45の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) ・第20条、第25条、第26条	【別表第二における情報提供の根拠】 ・1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 ・9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、119の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【別表第二における情報照会の根拠】 ・27、42、43、44、45の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) ・第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保収納課長 小八重 和久	国保収納課長 高井 頼彦	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	しいき値の変更による
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	III しいき値判断結果 しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しいき値の変更による
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 9条第1項及び別表第一の16項、30項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項、第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <別表第二省令における情報提供の根拠> ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) <別表第二省令における情報提供の根拠> ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(賦課、資格、給付に関すること) 国保年金課長 熊野 郁夫 (収納、滞納に関すること) 国保収納課長 高井 頼彦	(賦課、資格、給付に関すること) 国保年金課長 (収納、滞納に関すること) 国保収納課長	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<別表第二省令における情報提供の根拠> ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 中略 ・第一覧(情報照会者)が「市町村長または国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) ・第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) ・第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) <別表第二省令における情報照会の根拠> ・第20条、第25条、第25条の2、第26条	<別表第二主務省令における情報提供の根拠> ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 中略 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長または国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) <別表第二主務省令における情報照会の根拠> ・第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 (賦課、資格、給付に関する事務) 1. 国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理。 2. 被保険者の属する世帯に対する、所得・人数の状況に応じた保険料の算出、賦課及び減免。 3. 国民健康保険納金通知書等の発行及び送付。 4. 適正な資格管理に必要な資料の提供等の求め。 5. 療養費支給や被保険者証交付、医療費通知等の保険給付に関する業務。	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 (賦課、資格、給付に関する事務) 1～5 略 6. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、滞納管理システム	国民健康保険システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、滞納管理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用の範囲)別表第一第16項、第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用の範囲)別表第一第16項、第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、119の項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条の2、第59条の3 以下、略	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第59条の3 中略 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項	・番号法第19条第8号	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	(収納、滞納に関すること)	(収納、滞納処分に関すること)	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	・(収納、滞納に関すること) ・国保収納課(市役所第2庁舎1階)	・(収納、滞納処分に関すること) ・国保収納課(市役所第2庁舎3階)	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため